

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25350751

研究課題名(和文) スポーツに関する憲法規定の国際比較研究

研究課題名(英文) International Comparative Study on Constitutional Provisions on Sports

研究代表者

齋藤 健司 (SAITO, Kenji)

筑波大学・体育系・教授

研究者番号：80265941

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、諸外国におけるスポーツに関する憲法規定を調査し、比較考察するものである。調査の結果、193の国・地域等のうち89の国で憲法にスポーツに関する規定があることが確認できた。これらを分類すると、スポーツ振興、スポーツ権、基本的人権(自由、平等など)、社会保障、中央政府の責務、立法権、スポーツの自律・自由、スポーツ政策等の管轄、中央・地方関係、権限配分、学校体育・スポーツ、教育、文化、健康、余暇、レクリエーション、障害者、スポーツの職業、スポーツの暴力防止、スポーツや競技者の保護、子どもの権利、結社・団体、科学、仲裁、知的財産、メディア、公営ギャンブルなどに関する規定に分けることができた。

研究成果の概要(英文)：This research investigates constitutional provisions on sports in other countries and compares and considers them. As a result of the investigation, it was confirmed that there are provisions on sports in the Constitution in 89 countries out of 193 countries / regions etc. By classifying these provisions, it can be classified as sports promotion, rights to sports, fundamental human rights (freedom, equality, etc.), social security, responsibility of the central government, legislative power, autonomy and freedom of sports, jurisdiction of sports policy, central regional relations, authority distribution, school physical education and sports, education, culture, health, leisure, recreation, disabled, occupation of sports, prevention of violence of sports, protection of sports and athletes, rights of children, association / organization, science, arbitration, intellectual property, media, public gambling and so on.

研究分野：スポーツ法学

キーワード：スポーツ スポーツ法 憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の動機

日本においては、2011年にスポーツ基本法が制定され、同法前文及び第2条において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることが確認された。この規定は、日本国憲法第13条に定める幸福追求権がスポーツの次元においても認められ、スポーツを通じて幸福を追求することも人間の人格的生存にとって不可欠な権利であることを確認したものであると考えられる(齋藤健司(2012)(齋藤健司(2011))。しかし、スポーツに関する権利とは何か、その具体的な権利の内容や制度的保障の在り方については今のところ明白ではない。これまで、日本のスポーツ法学研究の分野では、憲法第13条の幸福追求権、第25条の生存権、第26条の成長・発達権などを根拠にスポーツに関する基本的人権の存在が抽象的に議論され研究されてきた。しかし、スポーツ基本法が制定され、スポーツに関する権利の存在が確認されたことを受けて、今後は、スポーツに関する権利の内容やそれを保障するための具体的な制度を研究することが求められると考える。しかし、日本においては、まだこのような研究課題に答える研究は十分に行われていない。

他方、諸外国においては、1975年のギリシャ憲法第16条、1976年のポルトガル憲法第64条、1978年のスペイン憲法第43条、1978年改正のパナマ憲法第82条、1980年のチリ憲法第107条、1982年のトルコ憲法59条、1982年の中華人民共和国憲法第21条、1988年のブラジル憲法第217条、1992年のパラグアイ憲法第84条、1995年のアルメニア憲法第34条、2002年改正のキューバ憲法9条、2004年改正のメキシコ憲法73条など、憲法においてスポーツに関する規定を既に定めている国があることが一部確認できる。

(2) これまでの研究成果との関係

そこで、本研究は、これら諸外国のスポーツに関する憲法規定を比較研究し、国家がスポーツを保障することに関する憲法理論と具体的な条文の規定やその権利保障制度の内容を明らかにしたいと考えた。

研究代表者は、既にこのようなスポーツに関する憲法規定の世界的な動向を一部確認し、齋藤健司(2000)「諸外国におけるスポーツに関する法律の発達」『体育・スポーツ政策研究』9巻1号、齋藤健司(2011)「スポーツ法政策」『スポーツ政策論』成文堂、齋藤健司(2011)「イタリア」『平成23年度文部科学省委託調査「スポーツ政策調査研究」報告書』笹川スポーツ財団などで報告してきた。しかし、国内においては、最近の国際的な動向も含めて、すべてのスポーツに関する憲法規定を調査したものは見当たらない。

(3) 先行研究の検討

国外では、スポーツに関する憲法規定の動向を概説しているものとして、Remy, D.(1991)、Gardiner, S. et al(2009)など教科書概説書レベルのものがあるが、これらはスポーツに関する憲法規定に焦点を当てたものではない。

また、Panagiotopoulos, D.(2004)Sports law in the World は、第3編において、各国のスポーツ国家法制度について国別に概説しており、中国、ギリシャ、メキシコ、ブラジルなどの状況が一部解説されているが、憲法規定に焦点を当てて、国際比較研究を行ったものではない。

唯一、Soek, J.(2006)Sport in national sports acts and constitutions: definition, ratio legis and objectives, International Sports Law Journal では、諸外国のスポーツ国家法におけるスポーツの定義、立法理由及び立法の目的を比較研究しているが、スポーツに関する憲法規定については、9行程度の記述しかなく、十分な考察は行っていない。

2. 研究の目的

(1) 研究の目的

本研究は、以上のような国内外の立法の動向及びスポーツに関する憲法規定に関する研究の不在を認識し、世界に先駆けてスポーツに関する憲法規定を国際比較研究するものである。今後、このような研究の目的を持つ研究が現れることが推測されるが、本研究は、いち早くこの研究に取り組み、国際的なスポーツ法に関する研究が進展する中でも先端的な研究を行うものである。

(2) 研究の意義

本研究は、スポーツ法に関する国際比較研究をこれまで研究されてこなかった憲法規定に焦点を当てて始めて研究するところに研究の学術的な特色と独創性がある。

また、これまでにスポーツに関する憲法規定とスポーツ基本法が制定されている国では、憲法理論に基づいてスポーツに関する特殊な法体系が整備されていると考えられるが、本研究の成果は、今後のスポーツ権理論やスポーツ法の体系の整備にとって基礎的研究として貢献する意義がある。

3. 研究の方法

第1に、本研究は、法律関連データベース、インターネット情報、関連する文献等を用いて、国連加盟国等の憲法規定を収集し、各国のスポーツに関する憲法規定の有無を調査した。本研究は、まず世界のスポーツに関する憲法規定の動向を把握した。

各国の憲法規定については、主に英語またはフランス語に翻訳されている資料を用いた。また、必要に応じて、その国の原語による資料を参照した。

第2に、収集されたスポーツに関する憲法規定を基本的権利の側面と基本制度の側面

などから分類し、世界的なスポーツに関する憲法規定の動向を明らかにした。

第3に、スポーツに関する憲法規定について、憲法理論及び体系、基本的人権との関係、国家統治行政機構との関係、中央地方関係または政府間関係、憲法規定の対象となるスポーツとその法制度、立法理由などの視点から考察した。

第4に、上述の結果及び考察を踏まえて、日本の憲法及びスポーツ基本法の理論及び制度との比較考察を行った。

4. 研究成果

(1) スポーツに関する憲法規定の動向

諸外国におけるスポーツに関する憲法規定を調査した結果、憲法が確認できた国・地域等193のうち89の国・地域等(注1)で憲法にスポーツに関する規定(注2)が存在することが確認できた。

日本においては、2011年に制定されたスポーツ基本法にスポーツ権に関する規定が定められたが、日本国憲法にはスポーツに関する規定は存在しない状況にあるのに対して、世界の約半数の国で憲法上にスポーツに関する規定がある国際的な動向が世界で初めて明らかとなった。

世界各国の憲法は、各々の国の政治体制等が異なるため単純に比較することはできない部分もあるが、スポーツというものが、国家の根本規範である憲法において規定されていることは、スポーツが国家の規範・組織・制度等において重要な事柄として取り扱われていることを示すものであるといえる。

(2) スポーツに関する憲法規定の分類

スポーツに関する憲法規定を分類すると、基本的人権(自由、平等など含む)、スポーツ権、社会保障、中央政府の責務・立法権、スポーツの自律・自由、スポーツ振興、スポーツ政策等の管轄、中央・地方関係、権限配分、学校体育・スポーツ、教育、文化、健康、余暇、レクリエーション、障害者、スポーツの職業、スポーツの暴力防止、スポーツや競技者の保護、子どもの権利、結社・団体、科学、仲裁、知的財産、メディア、公営ギャンブルなどに関する規定に分けることができた。

スポーツに関する憲法規定のうち、最も多い規定としては、国の責務、目的、管轄など関係して、スポーツの振興、奨励、発達または促進を規定しているものであった。49か国でスポーツ振興などの国の責務等を憲法上で規定している。また、スポーツの振興等を規定するだけでなく、身体文化の振興等をあわせて規定している国が7か国、体育の振興等をあわせて規定している国が5か国、確認できた。さらに、スポーツ施設の確保を規定しているものが5か国確認できた。

この他、国の管轄、立法権などと関係してスポーツに関する規定を定めている国が、10か国確認できた。

他方、国ではなく、地方政府にスポーツの管轄や地方のスポーツの振興の役割を一般的包括的に認める規定を置いている国を16か国確認できた。このほか、地方政府に特定の管轄を認めるものとして、スポーツ指導者の職業団体、スポーツ団体・組織、スポーツ施設、住民のスポーツ政策の意思決定への参加などを定めるものもあった。

すなわち、憲法上、スポーツに関して中央地方関係、権限配分などに関する規定が多く存在するということである。

さらに、健康に関する権利または国の責務の一部として、スポーツを保障または促進することを定めている国があった。

(3) スポーツに関する権利規定

スポーツに関する権利規定は、大きく基本的人権等の権利の一部としてスポーツも認めるものと、スポーツ権そのものを規定するものに主に分けられた。

たとえば、ブルキナファソやペルーでは、社会的、経済的、文化的な権利としてスポーツを認めている。その他にも、文化権に関する条文の一部としてスポーツ権を規定する場合もある。さらに、自由、差別、平等など関係して、スポーツに関する規定もあった。

他方、アンゴラ、ポリビア、カーボヴェルデ、コロンビア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、イラク、メキシコ、モザンビーク、ポルトガル、ベネズエラでは、スポーツ権を規定している。また、このうち、カーボヴェルデ、モザンビーク、ペルー、ポルトガルは、体育とスポーツの両方の権利を認めていることが指摘できる。

日本においてはスポーツ権に関する憲法学説は、主に憲法第13条、第25条、第26条を根拠にスポーツ権を根拠づけるもの、また、これらの諸権利を複合したものまたは新しい人権としてスポーツ権を検討するものであったが、諸外国の中には、既にスポーツ権そのものを憲法に規定している国があることが明らかとなった。世界人権宣言やユネスコの体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章においてもスポーツ権が規定されているが、このようなスポーツ権の宣言は、各国の憲法にも影響を与えたと考えられる。

また、スポーツ権そのものを規定するのではないが、特に子どもの権利または青少年の権利の中で、子どもや青少年がスポーツをする権利やスポーツへアクセスする権利を認める規定が13か国で確認できた。子どもがスポーツをする権利を特に承認しようとする理由としては、子どもの成長・発達、組織・団体支援、体育・教育、健康・体力向上などの目的があることが指摘できる。

さらに、健康・医療を目的として、または当該の関係する権利を保障するために、スポーツや体育を保障または条件整備するなどの規定が9か国で確認できた。

(4) その他の関連規定

以上のほか、スポーツに関する憲法規定として、学校教育における体育・スポーツの確保を規定する5か国確認できた。

さらに、スポーツに関する知的財産や肖像権の保護、スポーツ団体・組織の自律または自由、スポーツ情報、出版、メディアまたは報道の自由、スポーツ関係の予算、税、ギャンプル等の財源使用、刑務所におけるスポーツの保障、障害者スポーツ、スポーツ仲裁、競技者の保護、スポーツの暴力防止などに関する規定も確認することができた。

(5) 個別憲法の事例研究

スポーツに関する憲法規定は、一つの国の憲法の中に複数の規定が存在するものなど、それぞれの国によって、憲法規定の体系や構造が異なる。

たとえば、スペイン憲法では、第1編基本的権利及び義務の第3章社会政策及び経済政策の指導原理の第43条第3項前段に、公権力が健康教育、身体教育及びスポーツを奨励することが規定されている。スペイン憲法では、社会権的な性格のものとして、スポーツを国が社会的経済的に保障することが規定されており、新しい人権としてスポーツに関する権利が定められていることが明らかとなった。また、スポーツと体育を同列に保障の対象として規定していること、健康権との関係も推察されることが明らかとなった。

スイス憲法では、第3編連邦、州及び自治体第2章権限第3節教育、研究及び文化の中の第68条にスポーツを規定し、連邦はスポーツ、特にスポーツによる教育を奨励すること、連邦はスポーツの学校を運営すること、青少年によるスポーツの実践について立法を定め、学校におけるスポーツ教育の義務を宣言することを定めていることが明らかとなった。特に、スイス憲法では、第19条で初等教育を受ける権利を基本権として定めているが、学校教育における連邦の権限と責務の一つとしてスポーツ及びスポーツ教育が憲法上認められていることが明らかとなった。

ブラジル憲法では、第2編基本的権利及び義務の第1章個人及び団体の権利及び義務として、第5条第28号に、スポーツ活動も含めた集団的作業への個人の参加が保障されている。また、第3編国家組織で、連邦共和国、州及び連邦区の競合的立法権限に属する事項として第24条に教育、文化と並んでスポーツが規定されている。さらに、第8編社会秩序の第3章教育、文化及びスポーツの第217条にスポーツに関する国の義務と留保事項について規定されている。

(6) 考察

スポーツ権の保障

これらの諸外国におけるスポーツに関する憲法規定を比較考察すると、まず、スポー

ツそのものが新しい人権として自由権的にも社会権的にも位置づけられてきている国際的な動向を指摘することができる。特に、憲法におけるスポーツ権そのものに関する規定の拡大は、スポーツに関する人権宣言等の動向とも連動し、国内法において新しい人権としスポーツ権が承認されつつある傾向を示していると考えられる。

スポーツを巡る中央地方関係の構造

スポーツに関する国または地方政府の管轄または権限配分、中央地方関係に関する規定が多く存在していることは、注目に値する。日本国憲法においては、地方自治、地方分権に基づく基本的な制度構造や原理原則のみが示され、具体的な中央地方関係や権限配分に関する規定はない。法律に基づき、中央または地方が担当する事務等が定められている状況にあり、スポーツについても、このような日本の地方自治制度の枠組みの中でスポーツが位置づけられている。一方、スポーツ基本法においては、国と地方公共団体をそれぞれの名宛人とする規定が存在するが、国については強行的な規定がある一方で、地方公共団体については、訓示規定が多く、また国と地方のどちらにどのような権限があるのかについては、十分な整理が示されていない状況にある。

実際にスポーツについて、国と地方のどちらにどのような権限や任務があるのかについては、国によっても、国と地方のそれぞれに配分するもの、どちらか一方に配分するもの、地方行政組織のレベルに応じて、配分をそれぞれ分けるものなどさまざまである。

スポーツに関する行政事務を見てみても、国際的なスポーツイベントの組織、地方政府間の連携協働や調整に関する事務など、中央政府が担当すべき事務と、地方が担当すべき事務があり、対象となる行政事務の内容や実態に即してスポーツの事務分担を精緻に検討する必要があると考える。

③スポーツ法の体系と法政策

本研究の成果は、今後の日本及び世界におけるスポーツ法及びスポーツ権の体系化、制度化、さらにはスポーツ基本法その他の立法政策にとって重要な知見となるものであると考える。

また、日本国憲法は、制定から70年が経過したが改正は行われておらず、戦後の急速な時代の変化や人権規定に関する世界的な展開や動向を踏まえた新しい憲法の在り方に関する研究をスポーツ法の面からもさらに行う必要があるだろう。

(7) 今後の課題

本研究においては、世界におけるスポーツに関する憲法規定の動向を把握することができたが、それぞれの国のスポーツに関する憲法規定の立法理由、立法目的、憲法理論、

実際の適用、学説の検討などについては、一部の国を除いては十分に行うことができなかった。今後は、さらに各国の調査研究を深める必要がある。

<注>

注 1 スポーツに関する憲法規定が存在する国は、次のとおりである。

アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、チャド、チリ、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、イラク、イタリア、ヨルダン、ケニア、キルギス、ラオス、リトアニア、マケドニア、マレーシア、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、ニジェール、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントキッツ・ネーヴィス(セントクリストファー・ネーヴィス)、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セルビア、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ベネズエラ・ボリバル、ジンバブエ

なお、各国の憲法の条文等は、紙幅の制約から省略する。

注 2 スポーツに関する憲法規定には、実際に憲法の条文の中に「スポーツ」の文言が存在するものを調査した。一部の国では、「体育」と「スポーツ」が同義に近い意味である国もあることから、当該の原語文言に英語訳で「sport」が使用されている場合には、スポーツに関する憲法規定とみなした。また、憲法の条文の別表等に条文の規定の適用・対象として「スポーツ」が掲げられている場合も、それをスポーツに関する憲法規定とみなした。ギリシャでは、関連する文言として「競技者」の文言が使用されているが、これも対象に加えた。

<参考文献>

阿部照哉・畑博行、世界の憲法集(第4版)、有信堂、2009

齋藤健司、スポーツに関する権利とスポーツ基本法の基本理念、詳解スポーツ基本法(日本スポーツ法学会編)、成文堂、2011、pp.19-29

齋藤健司、スポーツ基本法の制定と今後の課

題、日本スポーツ法学会年報 19号、2012、pp.6-34

高橋和之編、新版 世界憲法集、岩波文庫、2012

初宿正典・辻村みよ子編、新解説世界憲法集第3版、三省堂、2014

International Encyclopaedia of Laws, Sport Law, Wolter Kluwer Law & Business, 2014

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

Min Yoonsook, Saito Kenji, A Comparative Study about the Opportunities and Rights of Female Sports at School in Japan and South Korea, Proceeding of 7th Asia Sports Law conference, 査読無, 2017, 293-310

〔学会発表〕(計 1件)

Min Yoonsook, Saito Kenji, A Comparative Study about the Opportunities and Rights of Female Sports at School in Japan and South Korea, 7 the Asia Sports Law conference, 2017, 2,11, Seoul(Korea)

〔図書〕(計 3件)

柳沢和雄、清水紀宏、中西純司、朝倉雅史、天野和彦、石井十郎、石坂友司、市井吉興、大藏倫博、大塚眞一郎、大西孝之、大野貴司、岡田真平、小澤多賀子、金山千広、川崎登志喜、川邊保孝、木村和彦、黒田勇、齋藤健司、ミネルヴァ書房、よくわかるスポーツマネジメント、2017、210(158-159)

②浦川道太郎、吉田勝光、入澤充、森浩寿、森克己、鈴木モモ子、新井喜代加、井上洋一、鈴木知幸、齋藤健司、武田丈太郎、藤吉修崇、石堂典秀、安藤尚徳、笠井修、桂充弘、杉山翔一、松本泰介、辻口信良、岡村英祐、飯田研吾、棚村政行、合田雄治郎、大橋卓生、川井圭司、水戸重之、伊東卓、高松裕裕、山崎卓也、エイデル研究所、標準テキストスポーツ法学、2016、356(73-78)

中村敏雄、高橋健夫、寒川恒夫、友添秀則、齋藤健司、柳沢和雄、井上洋一、松田恵示、山下秋二、高橋幸一、大築立志、杉原隆、佐伯年詩雄、朝岡正雄、久保正秋、杉本厚夫、樋口聡、菊幸一、川島浩平、後藤邦夫、大修館書店、21世紀スポーツ大事典、2015、1378(84-87)

6. 研究組織

(1)研究代表者

齋藤 健司 (SAITO, Kenji)

筑波大学・体育系・教授

研究者番号：80265941